県章

山形県公報

令和８年10月20日（火）
第747号
毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○農用地利用集積等促進計画の認可……（農村整備課）…1019
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……（村山総合支庁北村山建設総務課）…1020

公　　告

○大規模小売店舗の変更の届出……（商業振興・経営支援課）… 同
○同　……（　同　）…1021
○同　……（　同　）… 同
○同　……（　同　）…1022

告　　示

山形県告示第745号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和８年10月20日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を受ける土地の所在する市町村	所有権の移転をする者の数	所有権の移転を受ける者の数	所有権の移転を受ける土地
山 形 市	２者	２者	山形市馬洗場８番１ほか５筆
上 山 市	１者	１者	上山市関根字東通993番ほか８筆
山 辺 町	２者	２者	東村山郡山辺町上沢10番ほか７筆
東 根 市	１者	１者	東根市大字羽入字北原2306番１ほか２筆
新 庄 市	５者	５者	新庄市大字本合海字福宮1241番１ほか25筆
最 上 町	１者	１者	最上郡最上町大字富沢字エボシカケ2106番
米 沢 市	７者	６者	米沢市広幡町沖仲2242番ほか17筆
南 陽 市	３者	６者	南陽市漆山字大仏二959番１ほか32筆
川 西 町	６者	４者	東置賜郡川西町大字洲島字北河原1030番ほか15筆

長 井 市	４者	５者	長井市成田字高関2782番１ほか８筆
白 鷹 町	１者	２者	西置賜郡白鷹町大字広野字下川原東1821番１ほか１筆
庄 内 町	４者	２者	東田川郡庄内町肝煎字加久間４番３ほか３筆

２　認可年月日
　令和８年10月７日

山形県告示第746号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和８年10月20日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　尾花沢関山線
３　指定した道路の部分の区間　村山市楯岡荒町二丁目5113番１から
同　楯岡新町一丁目31番１まで（上り線に限る。）
村山市楯岡新町一丁目33番１から
同　楯岡荒町一丁目5120番まで（下り線に限る。）
４　指定年月日　令和８年10月20日

公　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和９年２月22日まで縦覧に供する。

令和８年10月20日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ヨークタウン成沢
　山形市成沢西一丁目６番17号
２　変更した事項
　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
　（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
３　変更年月日
　縦覧に供する届出書のとおり
４　届出年月日
　令和８年10月５日
５　その他
　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和９年２月22日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和９年２月22日まで縦覧に供する。

令和８年10月20日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ヨークタウンアクロスプラザ新庄
　新庄市五日町字清水川1305の５　外
２　変更した事項
　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
　（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
３　変更年月日
　縦覧に供する届出書のとおり
４　届出年月日
　令和８年10月５日
５　その他
　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和９年２月22日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和９年２月22日まで縦覧に供する。

令和８年10月20日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ＤＣＭ天童店
　天童市糠塚三丁目１番15
２　変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
　（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　（変更前）縦覧に供する届出書のとおり
　（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
３　変更年月日
　縦覧に供する届出書のとおり
４　届出年月日
　令和８年10月５日
５　その他
　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和９年２月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和９年２月22日まで縦覧に供する。

令和８年10月20日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店

鶴岡市美咲町34番地６　外

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名　　称	住　　所	代表者の氏名
ＭＵＦＧ　Ｆ＆Ｌソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番１号	橋　爪　　栄

３　変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

４　変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

５　届出年月日

令和８年10月５日

６　その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和９年２月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

令和８年10月20日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月20日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。